省　令

○農林水産省令第六十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十七条第二項第一号の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月一日　　農林水産大臣　野村　哲郎

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（輸入のための検査証明書の添付の除外） **第四十六条**　法第三十七条第二項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。 一　（略） 二　指定検疫物のうち、当該指定検疫物につき法第三十七条第一項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国の政府機関が作成したと認められる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が作成されたものを輸入する場合	（輸入のための検査証明書の添付の除外） **第四十六条**　法第三十七条第二項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。 一　（略） （新設）

○農林水産省令第六十九号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条第二項の規定に基づき、犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月一日　　農林水産大臣　野村　哲郎

犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令

犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検疫の場所及び係留期間） **第四条**　家畜防疫官は、前二条の規定による検疫のため、次の表に掲げる区分に従い、検疫に係る犬等を同表の下欄に定める期間（以下「係留期間」という。）動物検疫所に係留しなければならない。ただし、第八条第一項の規定により検疫を行った場合において、当該検疫に係る犬等の係留期間が十二時間以内であって家畜防疫官が必要と認める時間であり、かつ、その犬等につき家畜防疫官が狂犬病にかかっているおそれがなく、かつ、かかるおそれもないと認めたときは、この限りでない。	（検疫の場所及び係留期間） **第四条**　家畜防疫官は、前二条の規定による検疫のため、次の表に掲げる区分に従い、検疫に係る犬等を同表の下欄に定める期間（以下「係留期間」という。）動物検疫所に係留しなければならない。ただし、第八条第一項の規定により検疫を行った場合において、当該検疫に係る犬等の係留期間が十二時間以内であって家畜防疫官が必要と認める時間であり、かつ、その犬等につき家畜防疫官が狂犬病にかかっているおそれがなく、かつ、かかるおそれもないと認めたときは、この限りでない。

三・四	（略）
2	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十八号

水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）を実施するため、水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月一日　　農林水産大臣　野村　哲郎

水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令

水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

二・三	（略）
2	（略）

改正後	改正前
（電磁的記録による作成） **第二条の二**　法第十三条第二項に規定する検査証明書又はその写しについては、当該検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国の政府機関が作成したと認められる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）が作成されたものを輸入する場合には、電磁的記録をもってこれに代えることができる。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。